

## 人権方針と現実のあいだ

プランテーション・ウォッチは、熱帯の森林・木材に関する活動を行ってきた6つの環境NGOのネットワークです。特にパーム油生産の環境・社会問題について、日本のユーザー企業などに向けて、リスクを伝え、調達方針の策定実施を求める活動を2010年頃から続けています。パーム油（アブラヤシ）は熱帯でのみ生産可能な作物で、世界で最も大量に生産・消費される、最も安価な植物油で、加工食品や石鹸・洗剤・化粧品などの原料に使われます。プランテーション産業は非常に労働集約型で、大規模な土地と安い労働力を必要とする、植民地時代と同じ構造で経営されています。そのことから人権リスクの高さを伺い知ることができます。

このアンケート調査結果からは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」の求めに応じて人権方針を定めたものの、中身が入り切らない現実が見えます。木材やパーム油でも同様で、「調達方針」の策定は重要ですが、すぐに実施されるわけでも、現場の問題が解決されるわけでもないことには注意が必要です。

環境の場合は科学的な計測が可能で、少なくとも問題の所在は確認がしやすいと言えます。違法な森林伐採が行われていれば、衛星写真からも確認できます。一方、人権や労働問題は、存在の確認自体が困難です。農園で労働者に話を聞いても、管理者が同行したり、報復を恐れて真実を語るができないかもしれません。移住労働者の多い農園では、母語で自由なインタビューが可能か、という問題もあります。

いくつかの商社が現地訪問調査を実施しているのは素晴らしいことですが、残念ながらサプライヤーが案内する調査では、十分な聞き取りができるとは考えられません。第三者、生産現場まで入り込めること、サプライヤーの同行も監視もない自由な立場での調査やが保障されること、労働者が自由な立場で発言できること、それらは日本社会の中で考えるほど簡単なことではありません。

まずは現場の人権・労働リスクを徹底的に洗い出すこと、自分たちだけで取り組まず、現地の人権状況把握のために十分な能力のある第三者（現地や欧米のNGOなど）の協力を得て現場の状況を理解することが必要ではないでしょうか。理解（リスク情報の把握・評価）と実施（リスク緩和・軽減）の努力を怠れば、現地の人権状況はいつまでも改善されないまま、逆に「人権方針があります」と言うこと自体がグリーンウォッシュになりかねません。人権方針という「理想」と現地の人権・労働状況という「現実」のあいだを埋める作業は、地道な長い道のりかもしれません。その道を時に厳しい発言をいとわない第三者の伴走を得ながら進む勇氣。それこそが今の日本商社に求められているものではないでしょうか。

調達先のサプライヤーリストの公表と苦情メカニズムを関連づけた方がいいと思います。というのも、現場の問題に直面している方々は、そうしたサプライヤーリストがなければ、苦情を商社に対して申し立てることは非常に困難になるので、商社がサプライヤーリストを公表しないと苦情メカニズムを有効に活用することはできません。また人権問題の中に、土地権の問題や先住民族の権利なども含めていただければと思います。森林関係では、この土地問題にからむ人権問題は大きなものです。

商社が関わる人権問題としては、具体的な事例で検証することに意味があると思います。

丸紅は、JATAN が追いかけている土地紛争で人権侵害に関与しています。

<http://www.jatan.org/archives/4666>

<http://www.jatan.org/archives/4826>

<http://www.jatan.org/archives/4745>

他の商社も多くは先住民族の土地権がきちんと認められていない状況にあるサラワクの材を購入している事例もあります。

<http://www.jatan.org/archives/4588>

パーム油も労働問題や土地紛争で人権侵害のリスクは高いので、何もしてなければ対応できないはずで

<http://japan.ran.org/?cat=11&paged=12>

インドフードの事例では、RSP0 認証農園でも、きちんとした確認が行われていない事例が確認されており、独自の確認が必要な状況です。

<http://japan.ran.org/?p=1291>

<https://toyokeizai.net/articles/amp/253341?page=3>

インドネシア産の紙については、伊藤忠と丸紅が APP の取引に関わっていて土地紛争問題を多数抱えています。APP 社の土地紛争の事例は、こちらにあります。

[http://japan.ran.org/wp-content/uploads/2019/10/Conflict\\_Plantations\\_APP\\_JPN.pdf](http://japan.ran.org/wp-content/uploads/2019/10/Conflict_Plantations_APP_JPN.pdf)

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）プログラムコーディネーター 田辺有輝氏

Fair Finance Guide Japan で最近出したものと、インドネシアのチレボン石炭火力発電事業の事例があります。

出資している商社は丸紅です。赤道原則及び IFG パフォーマンススタンダードで計 43 箇所、国連グローバル・コンパクトで計 13 箇所、OECD 多国籍企業行動指針で計 10 箇所の不遵守が明らかになっています。また、贈賄事件の捜査も進展しています。詳細は下記をご参照ください。

<https://fairfinance.jp/bank/casestudies/cirebon2019/#content>